福岡市公報

令和６年３月28日　第7040号（別冊19）

発　行　所

福岡市中央区天神一丁目８番１号

福　岡　市　役　所

（総務企画局行政部法制課）

発行日　毎週月・木曜日

—目　　次—　　ページ

公　　告

○博多港国際ターミナルの利用料金（第89号）…… 1

○福岡市海浜公園の利用料金（第90号）…… 6

公　　告

福岡市公告第89号

博多港国際ターミナル条例第16条の２第３項の規定に基づき、令和６年４月１日以後の博多港国際ターミナル（中央ふ頭クルーズセンターを含む。）の利用料金の額を承認したので、同条第４項の規定により次のように公告する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

１　博多港国際ターミナルの利用料金

(1)　一般利用及び専用利用

種　別	金　額
外国航路の旅客の検査に使用する施設及び待合所	１回につき　3,500円
旅客乗降施設	１基１日までごとに　35,000円
運航案内表示板	１日までごとに　2,000円
手荷物取扱所	１時間までごとに　406円
手荷物受取場	１室１時間までごとに　6,100円
荷さばき場	１室１日までごとに　4,200円 １室１時間までごとに　530円
ターミナルホール	Ａ、Ｂ各室１室につき １時間以内のとき　20,000円 １時間を超え３時間以内のとき　30,000円

	３時間を超え５時間以内のとき　40,000円 ５時間を超えるとき　60,000円
会議室	１室につき １時間以内のとき　5,200円 １時間を超え３時間以内のとき　10,400円 ３時間を超え５時間以内のとき　15,600円 ５時間を超えるとき　26,000円
特別応接室	１室につき １時間以内のとき　5,200円 １時間を超え３時間以内のとき　10,400円 ３時間を超え５時間以内のとき　15,600円 ５時間を超えるとき　26,000円
控室	１室１時間までごとに　320円
一般用駐車場	１台１回につき ４時間30分まで　30分までごとに　100円 ４時間30分を超え24時間以内のとき　1,000円 利用時間が24時間を超えるときは、当該利用時間が24時間を超えるごとにこの表の規定の例によりそれぞれ算出した額の合計額とする。
事務室	１月１平方メートルまでごとに (1)　国又は地方公共団体が利用するとき　1,750円 (2)　その他　2,000円
店舗	１月１平方メートルまでごとに (1)　１級　3,000円 (2)　２級　2,000円
倉庫	１月１平方メートルまでごとに　2,000円
業務用駐車場 （バス専用を除く。）	１台１月までごとに　11,000円
電照掲示板	１基１月までごとに　12,000円 ただし、専用利用（電照掲示板のみの利用を除く。）の許可を受けた者以外の者が営利を目的として利用する場合は、上記の金額の２倍の額とする。

備考

１　ターミナルの施設（一般用駐車場を除く。）の利用が消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額

に100分の110を乗じて得た額とする。

2　ターミナルホールの利用者が入場者から入場料を徴収する場合の額は、この表の金額の10割増しとする。

(2)　占用

種　　別	金　　額
展望デッキ	１月１平方メートルまでごとに　280円 １日１平方メートルまでごとに　28円
屋内	(1)　床面　１月１平方メートルまでごとに　2,000円 １日１平方メートルまでごとに　200円 (2)　壁面　１月１平方メートルまでごとに　1,000円 １日１平方メートルまでごとに　100円 ただし、専用利用（電照掲示板のみの利用を除く。）の許可を受けた者以外の者が営利を目的として広告の掲出を行う場合は、上記の金額の10倍の額とする。
屋外（展望デッキを除く。）	１月１平方メートルまでごとに　560円 １日１平方メートルまでごとに　56円 ただし、電柱類、管類及び鉄塔を設置する場合においては、福岡市道路占用料徴収条例（昭和28年福岡市条例第44号）の規定を準用して算出して得た額とする。

備考　ターミナルの一部の占用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の110を乗じて得た額とする。

(3)　ターミナルホール付属設備

種　　別		単　位	金　　額	備　　考
映像設備	ビデオプロジェクター	１台	2,400円	固定式スクリーンを含む。
	プロジェクションテレビ	１台	1,200円	
	スライド映写機	１台	1,200円	
	オーバーヘッドプロジェクター	１台	1,200円	
	固定式スクリーン	１台	1,000円	
	移動式スクリーン	１台	300円	

楽器・音響設備	電子ピアノ	１台	800円	
	マイクロホン	１本	1,000円	
	ワイヤレスマイクロホン	1チャンネル	1,200円	
	拡声装置	一式	1,500円	
舞台設備	移動式ステージ	１台	600円	ステップを含む。
	演台	１台	200円	
	花台	１台	100円	
	金屏風	半双	500円	
	電動バトン	１本	500円	
その他	案内サイン	１台	500円	
	スタンド類	１本	200円	
	コンセント（１kW）	１個	100円	この表に掲げる設備以外のもの（コンセントを除く。）を使用する場合

備考

１　ターミナルホールの付属設備の利用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の110を乗じて得た額とする。

２　ターミナルホールの付属設備の額は、１日までごとに１回として計算する。

２　中央ふ頭クルーズセンターの利用料金

(1)　一般利用及び専用利用

種　　別	金　　額
外国航路の旅客の検査に使用する施設及び待合所	１回につき　3,500円
事務室	１月１平方メートルまでごとに　1,500円
倉庫	１日１平方メートルまでごとに　1,500円
利用者駐車場	１台１回につき30分までごとに (1)　普通車　100円 (2)　バス　300円

備考

１　センターの施設（利用者駐車場を除く。）の利用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の110を乗じて得た額とする。

２　普通車とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する大型自動車（バスを除く。）、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。

(2)　区画の占用

種別	午前９時から正午まで	午後零時30分から午後３時まで	午後３時30分から午後６時まで	午後６時30分から午後10時まで	午前９時から午後３時まで	午前９時から午後６時まで	午後零時30分から午後６時まで	午後零時30分から午後10時まで	午後３時30分から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
待合棟全区画	円 5,700	円 8,800	円 8,800	円 14,900	円 14,000	円 21,100	円 16,200	円 29,900	円 22,800	円 34,300
待合棟区画Ａ	1,600	2,500	2,500	4,200	4,000	6,000	4,600	8,500	6,500	9,800
待合棟区画Ｂ	1,600	2,500	2,500	4,200	4,000	6,000	4,600	8,500	6,500	9,800
CIQ棟全区画	8,100	12,500	12,500	21,300	20,100	30,100	23,200	42,700	32,700	49,000
CIQ棟区画Ａ	2,400	3,700	3,700	6,400	6,000	9,000	6,900	12,800	11,600	14,700
CIQ棟区画Ｂ	2,400	3,700	3,700	6,400	6,000	9,000	6,900	12,800	11,600	14,700

備考

１　センターの施設の区画（以下「区画」という。）の利用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の110を乗じて得た額とする。

２　区画の利用者が入場者から入場料を徴収する場合の額は、この表の金額の10割増しとする。

(3)　付属設備

種　　別	単　　位	金　　額
電動バトン	１本	500円
コンセント	１個	100円

備考　区画の付属設備の額は、１日までごとに１回として計算する。

(4)　屋内外の占用

種　　別	金　　額

屋内	(1)　床面 １月１平方メートルまでごとに　2,000円 １日１平方メートルまでごとに　200円 (2)　壁面 １月１平方メートルまでごとに　1,000円 １日１平方メートルまでごとに　100円
屋外	１月１平方メートルまでごとに　560円 １日１平方メートルまでごとに　56円 ただし、電柱類、管類及び鉄塔を設置する場合においては、福岡市道路占用料徴収条例の規定を準用して算出して得た額とする。

備考　センターの一部の占用が消費税法の規定により消費税が課税されるものである場合においては、上記の額に100分の110を乗じて得た額とする。

福岡市公告第90号

福岡市海浜公園条例第５条の２第２項の規定に基づき、令和６年４月１日以後の福岡市海浜公園の利用料金の額を承認したので、同条第３項の規定により次のように公告する。

令和６年３月28日

福岡市長　髙　島　宗一郎

福岡市海浜公園の利用料金

１　制限に係る行為

区　分	単　位	期間	金　額
業として写真を撮影するもの	撮影機（写真機）１台	１月	3,000円
業として広告写真を撮影するもの	１件	１日	3,000円
業として映画を撮影するもの	１件	１日	6,000円
競技会、展示会、講習会その他これらに類する催しを行うもの	１件	１日	6,000円
その他のもの	１件	１日	6,000円以内で市長がそのつど定める額

備考　金額を月額で定めているものについて利用の期間に１月未満の端数があるときは、１月とする。ただし、利用の期間が15日以内のときは、１月当たりの金額の２分の

１とする。

２　駐車場

(1)　一般利用

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>単　位</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">シーサイドももち海浜公園</td><td rowspan="2">中央プラザ駐車場</td><td>原動機付自転車及び自動二輪車</td><td rowspan="4">１台１回</td><td>200円</td></tr>
<tr><td>普通自動車</td><td rowspan="3">２時間まで　300円
ただし、利用時間が２時間を超え５時間以内の場合は、300円に当該超過時間30分までごとに100円を加えて得た額とし、５時間を超える場合は、1,000円とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">百道浜西駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="2">地行浜駐車場</td></tr>
<tr><td rowspan="2">マリナタウン海浜公園</td><td colspan="2">愛宕浜東駐車場</td><td rowspan="2">１台１回</td><td rowspan="2">２時間まで　200円
ただし、利用時間が２時間を超え４時間以内の場合は、200円に当該超過時間１時間までごとに100円を加えて得た額とし、４時間を超える場合は、500円とする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">愛宕浜西駐車場</td></tr>
</table>

(2)　定期利用（福岡市海浜公園条例第６条第２項の許可を受けた者及びその従業員その他これに類する者の利用に限る。）

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>単　位</th><th>金　　額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">シーサイドももち海浜公園</td><td rowspan="2">中央プラザ駐車場</td><td>原動機付自転車及び自動二輪車</td><td rowspan="4">１台１月</td><td>1,700円</td></tr>
<tr><td>普通自動車</td><td rowspan="3">11,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">百道浜西駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="2">地行浜駐車場</td></tr>
</table>

備考

１　原動機付自転車とは道路交通法第２条第１項第10号に規定する原動機付自転車を、自動二輪車とは同法第３条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車を、普通自動車とは同条に規定する普通自動車をいう。

２　１回の利用時間は、利用開始の日を限度とする。

３　ビーチハウス給湯式シャワー

区　　分	単　位	金　　額
ビーチハウス給湯式シャワー	１回	100円

４　占用

種　別	金　　額
土地	福岡市公園条例第18条を準用して算出して得た額
水面	１平方メートル当たり１月までごとに110円

備考

１　金額を月額で定めているものについて占用の期間に１月未満の端数があるときは、１月とする。ただし、占用の期間が15日以内のときは、１月当たりの金額の２分の１とする。

２　占用の面積に１平方メートル未満の端数があるときは、１平方メートルに切り上げる。

３　利用料金の総額が100円に満たないときは、100円とする。

印刷所　松影堂印刷株式会社

この印刷物は再生紙を使用しています